

商品概要説明書

特別金利定期貯金 【JA 茨城みなみ 販売代金定期貯金】

(2025 年 9 月 1 日現在)

商 品 名	JA 茨城みなみ 販売代金定期貯金
販売対象	当 JA の生産者
販売条件	令和 7 年 8 月 1 日以降に当 JA に振り込まれた生産物の販売代金範囲内での預入が対象となります。
対 象 定 期 貯 金	スーパー定期貯金〈単利型〉、大口定期貯金
取 扱 期 間	2025 年 9 月 1 日（月）～2025 年 10 月 31 日（金）
期 間	6 か月（単利） 自動継続（元金継続または元利金継続）
預 入 方 法	一括預入
媒 体 要 件	証書式
預 入 金 額	10 万円以上（大口定期貯金は 1,000 万円以上）
預 入 単 位	1 円単位
払 戻 方 法	満期日以後に一括して払い戻します。
適 用 金 利	6 か月もの 年 1.00%（税引後 年 0.796%） ※特別金利は初回満期日までの適用となります。満期日に当初預入時と同じ期間で自動継続し、その時点での店頭表示金利が適用されます。
利 払 頻 度	預入期間 1 年未満のものは満期日以後に一括して支払います。
計 算 方 法	付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算
税 金	20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の分離課税
金利情報の入手方法	金利は店頭のポスター等に表示しています。
付加できる特約事項	個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率） マル優の取扱いはできません。
中 途 解 約 時 の 取 扱 方 法	満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）より計算した利息とともに払い戻します。 ●スーパー定期貯金 解約日における普通貯金の利率 ●大口定期貯金 解約日における普通貯金の利率
貯 金 保 険 制 度 （ 公 的 制 度 ）	保護対象 当該貯金は当 JA の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。

苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本店・金融部（電話：0297-63-2209）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、J A バンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 本店・金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。 東京弁護士会 （電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
留 意 事 項	増額書替や普通貯金からの振替は対象外となります。 A T M での取り扱いは対象外となります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 茨城みなみ